

酒田市文化資料館（仮称）設置管理条例（案）への意見等の募集結果

酒田市文化資料館（仮称）設置管理条例（案）への意見等の募集を、下記のとおり実施しました。

1 概要

- (1) 募集期間 令和5年12月8日から令和5年12月28日まで
- (2) 意見総数 8件

2 寄せられた意見と本市の考え方

No	ご意見等（概要）
1	第1条中「酒田の歴史と文化に関する資料及び特定歴史公文書」は法制執務的に「酒田の歴史及び文化に関する資料並びに特定歴史公文書」とするのが適切ではないでしょうか。また、「市民の利用に供するとともに、市民の教養、学術及び文化の発展に寄与し、並びに特定 歴史公文書の適切な保存を図ること」は「市民の利用に供することにより、市民の教養の向上及び学術・文化の発展に寄与するとともに、特定歴史公文書の適切な保存を図ること」とした方が適切ではないでしょうか。
	本市の考え方
	頂いたご意見を踏まえ、ご指摘部分を修正いたします。今後どのような文面で条例制定していくのかについては、法制執務の観点から適切な表現となるよう法制執務担当課と協議してまいります。
2	ご意見等（概要）
	第3条中「酒田の歴史と文化に関する資料の収集、保管、展示及び閲覧利用並びに相談に関する業務」は、法制執務的に「酒田の歴史及び文化に関する資料の収集、保管、展示、閲覧利用及び相談に関する業務」とするのが適切ではないでしょうか。業務内容を羅列するだけであり、並列する語句に意味上の区別を設ける必要がないと思われまので、「並び」でつなぐ必要はないのではないのでしょうか。また、「旧財団法人光丘文庫の所蔵資料の保存及び閲覧利用並びに相談に関する業務」とありますが、この内容は最初に示されている「酒田の歴史と文化に関する資料の収集、保管、展示及び閲覧利用並びに相談に関する業務」に包含されるのではないのでしょうか。「旧財団法人光丘文庫の所蔵資料」とあえて表記する必要性が分かりません。それらは既に酒田市の所蔵資料として酒田市が管理しているのではありませんか。
	本市の考え方
	第3条中「酒田の歴史と文化に関する資料の収集、保管、展示及び閲覧利用並びに相談に関する業務」中の「相談に関する業務」はいわゆるレファランス業務にあたるものであり、資料の収集、保管、展示及び閲覧利用に係る業務とは同列のものではな

	<p>いたため、「並び」でつなぐ必要があると考えております。また、「旧財団法人光丘文庫の所蔵資料」とあえて表記することについては、文化資料館がどういった沿革で設置された施設であるのかを後世の方々にも知っていただくうえで意味のあるものと考えております。以上のことから、頂いたご意見を今後制定する条例に反映させる予定はございません。</p>
3	ご意見等（概要）
	<p>第6条に「酒田市文化資料館協議会」が具体的に何をするのかの規定がありません。協議会の構成に関する規定だけで、「円滑な運営を図るため」にどういふことをするのか不明確です。詳細は規則に委任するつもりなのかもしれませんが、基本的な事項は条例に規定するのが基本ではないでしょうか。</p>
	本市の考え方
	<p>協議会の円滑な運営を図るために、協議内容を条例で明確に規定することは必要な視点と考えておりますので、頂いたご意見を踏まえ、具体的な内容を規定いたします。今後どのような文面で条例制定していくのかについては、法制執務の観点から適切な表現となるよう法制執務担当課と協議してまいります。</p>
4	ご意見等（概要）
	<p>名称を「酒田市歴史文化資料館」にしてはいかががが。</p>
	本市の考え方
	<p>施設の名称については、これまでの庁内での調整過程や市議会への報告の状況から「酒田市文化資料館」から変更する予定はございません。ただし、「歴史」という視点は「文化」と同様に重要なものと考えておりますので、第1条において歴史及び文化の継承を推進する内容を規定します。</p>
5	ご意見等（概要）
	<p>目的規定は、「酒田市における歴史と文化に関する資料及び特定歴史公文書を市民等の利用に供するとともに、本市の歴史及び文化の継承とその発展、並びに特定歴史公文書の適切な保存、活用を図ることを目的とする。」はいかががが。</p>
	本市の考え方
	<p>ご意見頂きました、歴史及び文化の継承、特定歴史公文書の活用についても文化資料館設置の目的の中に含まれるべきものと考えておりますので、頂いたご意見を踏まえ、第1条の内容を見直します。今後どのような文面で条例制定していくのかについては、法制執務の観点から適切な表現となるよう法制執務担当課と協議してまいります。</p>
6	ご意見等（概要）
	<p>休館日は、5月20日も加えてはいかががが。</p>
	本市の考え方
	<p>酒田祭りに当たる5月20日は、多くの市民の方に来館頂ける機会ですので、休日</p>

	にする予定はございません。
7	ご意見等（概要）
	何よりも重要なのは、待ちの姿勢でなく、市民等の利用者が興味を抱くような展示や企画をすることだと思います。特に特定歴史公文書の展示については工夫が必要と思います。
	本市の考え方
	これまでの資料館、光丘文庫等の旧施設の考え方にとらわれることなく、埋蔵文化財資料や公文書機能も活用し、多くの市民等の皆様にご来館頂けるような展示を企画してまいります。特定歴史公文書の展示については、担当課である総務課と連携し、より良い展示になるよう工夫してまいります。
8	ご意見等（概要）
	<p>締切が12月28日だというので、時間をつくって「公表資料の設置場所」の一つである総合文化センターに行きました。</p> <p>てっきり数百ページに及ぶ冊子が置かれていて、時間をかけて目を通すという形だと思ったのですが、なんと、わずか3ページの「酒田市立文化資料館（仮称）設置管理条例 骨子案」があるのみ。ホームページにあるものと同じでした。</p> <p>これで「広く意見を募集します」とは、まったく形ばかりの手段なのだと思えました。</p> <p>資料として、今回の骨子案ができるまでの経緯、関係者名簿などが付けるべきではないでしょうか。</p> <p>市民の声を聞く気がないことを再確認しました。</p>
	本市の考え方
	この度のパブリックコメントの実施に当たっては、公表資料の設置場所に行く時間が取れない方にもご意見を頂きやすくするため、公表資料の設置場所に設置した資料と市ホームページで掲載している資料については同じ内容としております。また、資料の量や内容については、量や資料の数が多いことを好む方もいれば、そうではない方もいらっしゃいますので、必要最低限の内容で提示させて頂いておりますが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。

3 酒田市文化資料館（仮称）設置管理条例（案）への反映

提出いただいたご意見に基づき、下記の2点を修正・追記いたします。

①第1条の内容を見直し

- ・No.1 「酒田の歴史と文化に関する資料及び特定歴史公文書」部分の修正
- ・No.4, 5 歴史及び文化の継承、特定歴史公文書の活用についても、文化資料館設置の目的の中に含まれるよう修正

②第6条の内容を見直し（No.3 具体的な内容の追加）